平成２１年（フ）第１６５０号
大阪府豊中市服部西町３丁目９番５―203号、前住所大阪府豊中市服部豊町２丁目17番８号
破産者　片山　賢治
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７３２号
大阪府八尾市刑部３丁目63番地山田マンション212号
破産者　渕上　英宣
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３３７号
大阪市西区南堀江４丁目７番Ａ―208号、前住所大阪市住之江区南港中５丁目５番37―310号
破産者　星山こと　裵　　豢基
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２７６号
大阪府東大阪市小若江２丁目３番６号、前住所大阪府門真市舟田町45番７号
破産者　本山建設こと本山正治こと　崔　　正治
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６０号
大阪府四條畷市田原台５丁目13番３号
破産者　大前　峯雄
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９３３号
大阪市北区黒崎町13番４―203号　エクセル北天満
破産者　末吉美代子
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６３号
堺市中区八田南之町162番地の３　八田荘老人ホーム内、申立時の住所堺市西区下田町23番10―1105号
破産者　堺建材商会こと　久井　康子
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
広島市南区皆実町６丁目３番７―101号、破産手続開始決定時の住所広島県廿日市市福面３丁目17番１号
破産者　宮島　清司
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７４号
広島市南区皆実町１丁目２番５―304号
破産者　石丸　良道
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８４号
広島市安佐南区高取北１丁目52番３―４―202号コートヴィレッジ№２
破産者　力石恵美子
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３４７２号
札幌市東区北23条東14丁目２番８号
破産者　中野　研二
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３５０号
札幌市西区発寒６条７丁目２番20―403号、開始決定時の住所　札幌市手稲区前田６条13丁目８番７―102号
破産者　松木さゆり
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５５６号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字東瀬古55番地１　地域密着型特別養護老人ホーム風の苑マグノリア
破産者　丸十木材商店こと　木村十四夫
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７６８号
高知市高須東町19番４号
破産者　中村　照男
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５号
鹿児島県大島郡知名町大字瀬利覚1361番地
破産者　西田　治樹
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可決定

平成２１年（フ）第７８号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内1831番地１
破産者　大保　トキ
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１５９４号
さいたま市浦和区東仲町31番19号　五十嵐荘20号
破産者　澁川　新二
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第５３２号
千葉県我孫子市並木６丁目８番13号
破産者　大丸　敏夫
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

第明治三十二種郵便物認可